

作成年月日	平成 23 年 9 月 28 日
作成部局名	企画県民部企画財政局 財 政 課

台風第 15 号災害に伴う補正予算について

補正予算の概要

淡路地域を中心に被害をもたらした台風第15号災害について、被災者への支援や産業の復旧支援、道路・河川・農業施設などの公共施設の復旧を実施するため、所要の予算を補正する。

補正予算の規模

(単位：百万円)

区 分	既 定 予算額	9月補正額						合 計	前 年 度 同 期 比
		9月22日 提案分	今 回 補正額	財 源 内 訳					
				国庫	特 定	起 債	一 般		
一 般 会 計	2,152,538	14,975	5,051	3,079	23	1,787	162	2,172,564	97.9%
特 別 会 計	871,766	196	6			6		871,968	89.7%
小 計	3,024,304	15,171	5,057	3,079	23	1,793	162	3,044,532	95.4%
公営企業会計	169,961							169,961	101.9%
合 計	3,194,265	15,171	5,057	3,079	23	1,793	162	3,214,493	95.7%

事業区分別の規模

(単位：百万円)

区 分	補正額	財源内訳			
		国 庫	特 定	起 債	一 般
1 被災者支援対策	25		22		3
(1) 見舞金	10		10		
(2) 生活支援	2		1		1
(3) 住宅支援	13		11		2
2 産業復興対策	25				25
(1) 中小企業支援	25				25
3 農業対策	15				15
(1) 農業再開等支援	15				15
4 施設等の復旧・復興対策	4,992	3,079	1	1,793	119
(1) 農林水産関係	2,595	2,235	1	240	119
(2) 土木関係	2,380	844		1,536	
(3) その他の施設	17			17	
合 計	5,057	3,079	23	1,793	162
9月22日提案分	15,171	5,544	783	4,841	4,003
総合計	20,228	8,623	806	6,634	4,165

事業の概要

1 被災者支援対策 25,260千円

※ 被災世帯数等被害状況は、9月26日現在の市町からの被害報告に基づく推計値

(1) 見舞金 10,260千円

◎災害援護金の支給 10,260千円 (災害援護基金)

- ・支給対象者：自然災害により、全壊・半壊・床上浸水の被害を受けた世帯主、重傷被災者

区分	支給額	支給見込数
全壊世帯	20万円	0件
半壊世帯	10万円	3件
床上浸水世帯	5万円	198件
重傷被災者	3万円	2人

(2) 生活支援 1,800千円

◎被災者生活復興資金の貸付 500千円 (特定166、一般334)

(利子補給に係る債務負担行為を設定)

- ・貸付対象者：○台風第15号に伴い住家被害を受け、全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水の被害を受けた者又は自家用自動車に被害を受けた者（り災証明書で確認）
○世帯主又は主たる生計維持者。ただし、前年総所得金額が730万円以下等
- ・資金使途：○被災家屋のうち、居住の用に供する箇所の補修
○家具・家庭用電気製品等生活必需品の修理・買換え
○自家用自動車の修理・買換え
- ・貸付限度額：300万円
- ・貸付利率：無利子
○県・市町が共同（負担割合：県2/3、市町1/3）で、取扱金融機関に対し貸付利率と同率を利子補給
- ・貸付期間：5年以内（うち据置6ヶ月以内）
- ・保証人：不要
- ・受付期間：平成23年10月～平成23年12月
- ・貸付見込：60百万円

◎感染症対策の実施

300千円

(国庫150、一般150)

感染症法に基づき、市町が行う感染症発生の予防対策（消毒等）に助成

- ・実施市町：2市（見込）
- ・負担割合：国1/3、県1/3、市町1/3

◎災害救援支援ボランティアの派遣、活動支援

1,000千円

(特定)

ア ボランティアバスの運行

- ・事業主体：ひょうごボランティアプラザ
- ・行き先：淡路市 等
- ・台数：5台

イ 災害救援支援ボランティア派遣助成事業

- ・事業主体：ひょうごボランティアプラザ
- ・助成額：バスの借上経費 1日あたり50千円/台
- ・上限額：200千円

(3) 住宅支援

13,200千円

◎ひょうご住宅災害復興資金（ひょうご住宅災害復興ローン）の貸付

11,000千円

(特定)

- ・貸付対象者：台風第15号に伴い全壊・半壊・床上浸水の被災を受けた者で、住宅の建設・購入、補修を行う者
- ・貸付額及び貸付見込

区分	貸付額	貸付見込
建設・購入	100万円以上500万円以内	1件
補修	100万円以上400万円以内	3件

(参考) 借入限度額

区分	公的資金 合計	内 訳	
		住宅金融支援 機構融資	ひょうご住宅 災害復興ローン
建設・購入	1,960万円	1,460万円	500万円
補修	1,040万円	640万円	400万円

- ・貸付利率：住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率
- ・貸付期間：25年間
- ・受付期間：平成25年9月まで

◎住宅災害復興融資への利子補給の実施

200千円

(一般)

(利子補給に係る債務負担行為を設定)

被災者が住宅の建設・購入、補修を行うために借り入れた資金に対して、利子補給を実施

- ・事業主体：市町
- ・対象者：一定の被災(※)を受け、500万円以上の融資を受けて住宅の再建・補修を行う者
※建設・購入の場合：半壊以上、補修の場合：床上浸水以上
- ・対象融資：ひょうご住宅災害復興ローン、住宅金融支援機構災害復興住宅融資、民間住宅融資
- ・利子補給対象限度額と支給見込

区分	利子補給対象限度額	貸付見込
建設・購入	1,960万円	1件
補修	640万円	3件

- ・利子補給率：住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率まで
- ・利子補給期間：5年以内
- ・受付期間：平成27年3月まで
- ・負担割合：県2/3、市町1/3

◎高齢者住宅再建支援事業補助の実施

2,000千円

(一般)

被災を受けた高齢者は、住宅ローンが借りにくいことから、住宅の建設・購入費に対して助成

- ・事業主体：市町
- ・補助対象者：世帯主である65歳以上の高齢者で住宅の建設、購入を行う者
- ・補助金額：100万円
- ・受付期間：平成27年3月まで
- ・負担割合：県2/3、市町1/3
- ・助成見込：3件

2 産業復興対策

25,000千円

(1) 中小企業支援

25,000千円

◎経営円滑化貸付（災害復旧枠）

- ・融資対象者：台風第15号により事業所等に床上浸水以上の被害（事業用資産（機械、原材料、商品等）への被害）を受けた者（り災証明書で確認）
- ・資金使途：災害復旧に必要な設備資金又は運転資金
- ・融資限度額：1億円
- ・融資利率：1.15%
- ・融資期間：10年以内（うち据置2年以内）
- ・適用期間：平成23年10月1日から平成24年3月末まで

◎経営円滑化貸付（災害復旧枠）の利子補給の実施

（利子補給に係る債務負担行為を設定）

- ・事業主体：市町
- ・利子補給対象限度額：2,000万円
- ・利子補給率：利子全額（現行1.15%→無利子化）
- ・利子補給期間：3年間
- ・負担割合：県2/3、市町1/3

◎地域産業振興資金（災害復旧枠）の貸付

25,000千円

（一般）

被災した小規模企業者の復旧を支援するため、地域産業振興資金の災害復旧枠を、貸付期間を拡大した上で適用

- ・実施主体：（公財）ひょうご産業活性化センター
- ・受付期間：平成23年10月3日から平成24年1月31日

（参考）地域産業振興資金（災害復旧枠）

区 分	内 容
貸付対象	次のいずれにも該当する者 (1) 県内で製造業、小売業、一般飲食業を営み、常用雇用者数が20人以下の企業 (2) 以下のいずれかに該当する企業 ① 地場産業を営む企業 ② 下請取引あっせん登録をしている企業 ③ 商店街・小売市場等の小売業者、飲食店等 (3) 以下のいずれかに該当する企業 ① 台風第15号により、床上浸水以上の被害を受けた者（り災証明書で確認） ② 台風第15号により床上浸水以上の被害を受けた店舗等を譲り受け、又は借り受けて事業を行う者
資金使途	新規設備購入、事業用建物の増改築、中古設備購入、事業用車両購入、既存設備修繕、原材料調達に必要な資金
貸付割合	設備等購入価格80%以内
貸付限度額	1,000万円
貸付利率	無利子
貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）[現行7年以内(うち据置1年以内)] 原材料調達資金のみの場合は3年以内(うち据置6ヶ月以内)

3 農業対策

15,000千円

(1) 農業再開等支援

15,000千円

◎美しい村づくり資金（災害資金）の貸付（拡充）

（利子補給及び損失補償に係る債務負担行為を設定）

被害を受けた農業者等に対して、貸付限度額等の拡充と利子補給を実施

- ・制度の拡充

区分	現行	拡充後
貸付限度額	個人 500万円 団体 1,000万円	個人 1,000万円 団体 2,000万円
償還期間	5年以内(うち据置1年以内)	7年以内(うち据置2年以内)

・利子補給の実施

○利子補給期間：当初3年間

○利子補給：利子全額（現行0.65%→無利子化）

○負担割合

区分	J A	県	市町
負担率	0.21%	0.30% (0.65%－0.21%)×2/3	0.14% (0.65%－0.21%)×1/3

(参考) 美しい村づくり資金（災害資金）

区分	内容
貸付対象者	台風第15号により被害を受け、経営の維持又は安定のために当該資金を借り入れた農業者（市町長の被害認定必要）
資金使途	・再生産に必要な資金（種苗、肥料、機械購入、一時移転に係る経費等） ・災害前6ヶ月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金
担保・保証人	県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要

◎農業近代化資金への利子補給の実施（利子補給に係る債務負担行為を設定）

被害を受けた認定農業者等が借り受ける復旧に必要な資金に対し利子補給を実施

・利子補給限度額：個人：1,800万円、法人、集落営農組織：3,600万円

・利子補給期間：当初3年間

・利子補給：利子全額（現行1.40%（最大）→無利子化）

・負担割合：

区分	県	市町
負担割合	2/3（最大0.94%）	1/3（最大0.46%）

(参考) 農業近代化資金（復旧に必要な資金）

区分	内容
貸付対象者	台風第15号により被害を受け、被災農業施設等の復旧のために当該資金を借り入れた認定農業者及び集落営農組織（市町長の被害認定必要）
資金使途	農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金
貸付限度額	個人：1,800万円 法人、集落営農組織：2億円
償還期間	15年以内（うち据置7年以内）

◎野菜災害補償補助金の交付 15,000千円
(一般)

野菜の生育途上において自然災害による被害を受けた農家に対し、災害補償金を交付

- ・事業主体：(社)兵庫県青果物価格安定資金協会
- ・交付対象者：風水害により被害を受けた野菜農家
- ・対象野菜：国又は県の価格安定制度の対象となっている野菜で予約数量の範囲内(ねぎ、ピーマン、なす、キャベツ等23品目)
- ・補償方法：対象野菜に対し、農協等が自主的に生産者に災害補償金を交付した場合、その1/2以内を当該農協に協会が補助
- ・県補助額：15,000円/10aを限度
- ・被害面積：100ha(見込)

4 施設等の復旧・復興対策 4,992,000千円

(1) 農林水産関係 2,595,000千円

① 施設の復旧復興

◎補助事業 2,354,000千円
(国庫2,235,000、一般119,000)

○ 復旧分 2,354,000千円
(国庫2,235,000、一般119,000)

(単位：千円)

区分	所要見込額	年次割		H23見込
		H23	H24~25	
農地・農業用施設	3,395,000	69.3	30.7	2,354,000
計	3,395,000	—	—	2,354,000

(復旧分実施箇所等)

区分	箇所数	主な実施箇所
農地・農業用施設	7,426	高山池(淡路市)決壊、矢折上池(淡路市)決壊等

◎単独事業 240,000千円
(起債)

○ 林地災害復旧事業 240,000千円
(起債)

林地災害のうち、国庫補助制度では対応できない事業を県単独で実施

- ・実施件数 山腹工25箇所

(単位：千円)

区 分	採択要件		負担割合		箇所数	事業費		
	保全対象	事業費	県	市町		事業費	予算計上額	
林地崩壊 防止対策事業	県実施分	人家5戸以上 主要な公共施設	200万円以上 7,000万円 未満	10/10	—	6	200,000	200,000
	市町実施分	人家1～4戸 市町等管理施設		2/3	1/3	19	60,000	40,000
計						25	260,000	240,000

② 障害物等の処理

◎ 海岸漂着物対策

1,000千円

(グリーンニューディール基金)

○ 海岸漂着物地域対策推進事業

1,000千円

(グリーンニューディール基金)

今回の台風第15号等の影響により海岸漂着物量が当初見込量より増加したことから海岸漂着物地域対策推進事業にかかる事業費を追加

- ・ 事業主体：県
- ・ 事業箇所：淡路沿岸

(2) 土木関係

2,380,000千円

① 施設の復旧復興

◎ 補助事業

1,313,000千円

(国庫844,000、起債469,000)

○ 復旧分

1,313,000千円

(国庫844,000、起債469,000)

(単位：千円)

区 分	所要見込額	年次割		H23見込
		H23	H24～25	
河 川	1,077,000	81.7	18.3	880,000
砂 防	21,000	81.0	19.0	17,000
道 路	466,000	86.9	13.1	405,000
公 園	12,000	91.7	8.3	11,000
計	1,576,000	—	—	1,313,000

(復旧分実施箇所等)

区 分	箇所数	主な実施箇所
河 川	126	喜瀬川(加古川市)、万勝寺川(小野市)、初尾川(洲本市)、都志川(洲本市)、郡家川(淡路市)、倭文川(南あわじ市)等
砂 防	7	結川(豊岡市)、室津川(淡路市)等
道 路	22	国道178号(香美町)、香美久美浜線(香美町)、佐野仁井岩屋線(淡路市)、明神安乎線(洲本市)等
公 園	2	淡路島公園(淡路市)

◎単独事業 1,067,000千円
(起債)

ア 県単独災害復旧事業 567,000千円
(起債)

被災地域における公共土木施設の応急復旧等を実施

- ・ 実施箇所数 応急復旧等：道路190箇所 河川・砂防171箇所
港湾・海岸22箇所 公園6箇所
調査・設計：道路22箇所 河川・砂防133箇所 公園2箇所

イ 河川土砂等除去対策事業 500,000千円
(起債)

国庫補助採択されない河川流水障害物（土砂・流木等）の除去を実施

- ・ 実施箇所 美囊川、三原川 等 約50箇所

(3) その他の施設 17,000千円

◎県有施設災害復旧事業 17,000千円
(起債)

(単位：千円)

区分	施設数	所要額	施設・金額（被害内容）
県立施設	3	11,000	嬉野台生涯教育センター3,000(ポンプ設備の水没)、のじぎく会館2,000(敷地境界フェンスの破損)、あわじ花さじき6,000(法面の崩壊、表土の流出)
県立施設 (CSR特会)	1	6,000	淡路ファームパークイングランドの丘6,000(ユーカーリ山林の法面崩壊、ビニールハウスの損傷)
計	4	17,000	

台風第15号災害による被害状況（9月26日現在）

（単位：百万円）

区 分		H23（台風15号）			
人的被害	死 亡 者				
	行 方 不 明 者				
	負 傷 者		18人		
	計		18人		
家屋被害	全 壊				
	大 規 模 半 壊				
	半 壊		3戸		
	一 部 損 壊		15戸		
	床 上 浸 水		198戸		
	床 下 浸 水		726戸		
	計		942戸		
中小企業事業所被害	全 壊				
	半 壊				
	一 部 損 壊		1戸		
	床 上 浸 水		67戸		
	床 下 浸 水		36戸		
	計		104戸		
施設被害	公共土木施設	県	道 路		466
			河 川		1,077
			そ の 他		33
		小 計		1,576	
		市町	道 路		
	河 川				
	そ の 他				
	小 計				
	計				1,576
	農林水産施設	農 地 等		8,022	
		林 地 ・ 林 道		254	
		水 産 施 設			
		農 業 関 係 施 設			
		計		8,276	
	その他	県 有 施 設		17	
民 間 施 設 等					
計			17		
施 設 災 害 計 a				9,869	
その他	農 作 物 被 害 b			204	
被 害 額 合 計 (a+b)					10,073